

# 尾鷲総合病院ホームページ構築業務委託 仕様書

## 1. 目的

尾鷲総合病院のホームページは、現在のホームページを制作してから数年経過し、サイトの構成・デザインは現在の情報を求める側からアクセスしにくいとの声も多くなりました。

また、現在のホームページは更新作業を業者に委託しているため、職員が更新できるようCMSも導入し、情報を求める側が求める情報へのアクセス向上や職員が更新作業できるようにリニューアルをするものである。

## 2. 業務の概要

### (1)業務名

尾鷲総合病院ホームページ構築業務委託

### (2)業務内容

尾鷲総合病院のホームページのリニューアル。

CMSの導入、サイトの構成、デザイン等の構築、コンテンツ制作、データセンター（レンタルサーバー）利用に係る初期設定、打合せ、操作手順書の作成、その他ホームページの作成に必要な設計、製造、テスト、本稼働、公開までの全ての工程作業を業務委託とする。

## 3. 契約期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

## 4. 予算額

3,000,000円以内（消費税及び地方消費税含む。）

## 5. 仕様

### (1)システム環境構築

- ① 本業務の運用管理全般について受託者の施設・設備を使用して行うものとする。
- ② 必要な機器・回線は受託者が調達し受託者が運用管理を行うこと。
- ③ 院内パソコンからCMSへの通信プロトコルはHTTP又はHTTPSとする。
- ④ 障害発生時にはバックアップデータ等から速やかに復旧措置が行えるよう万策を講じること。

### (2)CMSの導入

① 導入する CMS の機能は、別紙「機能要件一覧表」を参照のこと。

機能要件一覧表は、本件の予算内での対応を記入し提出すること。対応不可の項目がある場合は、カスタマイズや新規開発、または代替案を提案してもよい。

② CMS のライセンス費用

職員数やページ数の増加によるライセンス料金が発生しないこと。

③ クライアント環境

導入する CMS はクライアント PC 環境で、安定かつ支障なく動作すること。

また、ブラウザのみで利用可能であり、尾鷲総合病院の PC へのソフトウェアの導入は不要であること。

(3) ホームページの構築

① 内容、デザイン、レイアウト等の作成

ホームページの構築において、内容は現在のホームページの内容をすべて移行し、新しい素材により新デザインに移行する。デザイン・レイアウトは尾鷲総合病院と打ち合わせを行い、了承のもと作成すること。

② 構築後の URL は、http(s)://owasehp.jp/とする。

③ 利用者端末の接続環境に依存することなく、ホームページの閲覧ができること。

④ 利用者がフォーム等に入力する場合は、SSL の暗号化された通信が行われること。

(4) 職員向けマニュアルの作成

CMS の操作方法について、作成者向けの対象者別に必要な事柄を説明する操作マニュアルを提出すること。

## 6. 保守・運用管理

(1) データセンター（サーバ）は、レンタルサーバーを利用すること。

レンタルサーバーにおいては、当院が契約するため、レンタルサーバーの提案を協議すること。

(2) CMS のバージョンアップ

導入する CMS のバージョンアップが行われた場合、必ずバージョンアップの提案をすること。

## 7. 納品

(1) 納品物

① システム（CMS）一式

② 再構築後のホームページ（サイト）一式

- ③ システム設定書
- ④ 操作マニュアル
- ⑤ スケジュール（工程管理表）

(2) 納品場所

尾鷲総合病院が指定する場所

8. 支払い方法について

業務完了後、請求書受理後1か月以内に支払うものとする。

9. その他の留意事項

(1) 著作権

本業務で作成されたドキュメント、データに関する著作権については尾鷲総合病院に帰属するものである。

(2) 守秘義務

本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないこと。

(3) 賠償責任

受託者の責により、尾鷲総合病院又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

(4) 疑義に関する協議

本仕様書において明示なき事項または疑義が生じた場合、その都度、尾鷲総合病院と協議すること。

(5) 再委託の制限

受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ尾鷲総合病院の承認を受ける必要がある。

(6) その他

本仕様書に定められていない事項は、双方協議して定める。

## 暴力団等不当介入に関する特記仕様書

尾鷲市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第7条第1項の規定により、供給者は、尾鷲総合病院と締結した契約等の履行に際して、供給者又は下請負人等が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- (1) 供給者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) により所管の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 供給者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。